**あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱（案）＜概要＞**

**１　制度名称**

あま市ファミリーシップ宣誓制度

**２　要綱の体系及び主な内容等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 条目及び内容 | 考え方等 |
| 第１条 | 趣旨・「あま市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、多様な性のあり方について正しく理解するとともに互いに認め合い、誰もが自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要となる事項を定める。 | ・本制度は、あま市人権尊重のまちづくり条例に基づいて作成された「第２次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に示す、性的マイノリティにおける人権問題の解消に向けた制度の一つとして実施するため、実施要綱にて制定する。・本市の「人権尊重のまちづくり行動計画」及び「男女共同参画プラン」は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の考え方を意識して取り組みの推進を掲げている。ＳＤＧｓの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目標とし、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届け出をしない、あるいはできないカップルとその子らを対象とした制度とする。・本制度を通じて、市民や事業者の方々に性の多様性に対する理解が広がることを目指す。 |
| 第２条 | 定義・ファミリーシップ　　互いを人生のパートナーとし、日常生活において、協力し合っている又は協力をし合うことを約束した２人の関係及び、当該パートナーの一方又は双方と同居している近親者（三親等内の者）等を含めた関係のことをいう。・宣誓ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。 | ・パートナーは、異性・同性を問わない。・近親者（三親等内の者）とは、民法上の直系血族、又は三親等内の傍系血族（ただし、養子と養方の傍系血族の関係にある場合を除く。）をいう。・里子（里親制度の子ども）も含める。ただし、実親との関係に支障がなく、ファミリーシップの継続状態等の判断ができることが必要。 |
| 第３条 | 宣誓の要件＊宣誓者・双方が成年に達している。・双方があま市に住所を有する、又はいずれか一方が市内に住所を有し他方が市内に転入を予定している。・双方が婚姻（事実婚を含む。）をしていない。ただし、双方が互いに事実婚の場合を除く。・双方のいずれもが宣誓しようとする相手方以外の者とファミリーシップを形成していない。・双方が民法に規定する婚姻できない者でない。ただし、宣誓しようとする者同士が、ファミリーシップに基づき養子縁組し、近親者となった者は可とする。 | ・成年とは、民法に規定する成年年齢18歳。・宣誓できるのは、ファミリーシップにある者。・民法に規定する婚姻できない者とは、民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）、第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）、第736条（養親子等の間の婚姻の禁止）に規定する婚姻できないとされている関係をいう。  |
| 第４条 | 宣誓の方法・必ず、２人揃って対面で宣誓してもらう。・宣誓者が宣誓書に自ら記入し、必要書類を添付して提出する。ただし、自ら記入できない事情があると認めるときは、双方立会いの下で他の者の代筆を可とする。 | ・事前に予約をしてもらい、宣誓をしてもらう。２人揃って宣誓してもらうのは、お互いの意思を確認するため。・必要書類とは、住所の確認を行うための住民票の写しや婚姻をしていないことを証明する書類等のこと。 |
| 第５条 | オンラインによる宣誓の方法・宣誓者がオンライン（映像及び音声の送受信）による宣誓を希望する場合は可とする。 | ・来庁者の目を気にする必要がなく、また来庁して人と会うことで予期せぬアウティングへ繋がるかもしれないという不安を避けることができる。・事前に必要書類を提出してもらい、オンラインにより本人確認をして宣誓をしてもらう。 |
| 第６条 | 受理証明書等の交付・宣誓者に対し、宣誓書の受理証明書と受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）を交付する。 | ・宣誓書の受理証明書はA4サイズ、受理証明書カードは名刺サイズ相当とする。 |
| 第７条 | 受理証明書等の再交付・紛失、毀損、汚損等した場合、受理証明書等を再交付する。 | ― |
| 第８条 | 通称名・宣誓書及び受理証明書等において、戸籍名と併用して通称名を記載することができる。 | ・社会生活を送っていることがわかるもの（社員証や郵便物等）を提示してもらうことで、通称名の使用を可とする。 |
| 第９条 | 近親者等に関する記載・受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日の記載を希望するときは、宣誓書に同意書と必要書類を添付して提出する。 | ・本人の意思確認のため、15歳以上の近親者等には、同意書に自筆で署名してもらう。 |
| 第10条 | 近親者等に関する記載の削除・15歳以上の近親者等が希望する場合は、申立てにより、受理証明書等から氏名等を削除することができる。 | ・本人の意思を尊重するため、自筆の申立とする。 |
| 第11条 | 変更等の届出・宣誓書に記載した事項に変更があったときは、変更届を提出することで変更後の受理証明書等を交付する。 | ― |
| 第12条 | 受理証明書等の返還・ファミリーシップを解消したときや転出するときは、返還届に受理証明書等を添えて提出してもらう。・受理証明書等が返還されたとき又は返還されたとみなすときは受理証明書の交付番号を公表する。 | ・宣誓の要件に該当しなくなった場合は、受理証明書等を返還してもらう（ファミリーシップを継続中であり、一方が転勤等であま市から転出した場合は除く。）。・不正を防止するため、受理証明書の交付番号を公表する。 |
| 第13条 | 無効となる宣誓・宣誓の内容に虚偽があった、宣誓の要件に該当しなくなった、書類の提出がされなかったときは無効とする。 | ― |
| 第14条 | 宣誓書の保存期間・ファミリーシップが継続している限り保存とする。 | ― |
| 第15条 | 個人情報・収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律等に基づいて、適正に管理及び保管する。 | ― |
| 第16条 | 啓発及び施策推進・市民や事業者の方々にファミリーシップ制度の趣旨を理解してもらえるよう努める。 | ― |
| 第17条 | 雑則・この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 | ― |